

# 岸和田市地域生活支援拠点等整備事業

## 体験の機会・場の提供 フローチャート

【一人暮らしに向けた体験事業利用中に障害福祉サービスを体験したい】

当該利用者利用上限10泊

①施設・病院からの地域移行を  
考えている障害者が一人暮らし  
に向けた自立体験をしたい

○地域移行支援事業の契約が必要  
地域移行支援事業の担当者がコー  
ディネーターとなる。



ワンルームタイプでの体験を希望  
⇒社会福祉協議会の居室を利用

完全なバリアフリーではないが、  
2LDKタイプでの体験を希望  
⇒自立生活センター・いこらーの  
居室を利用

(ア) ヘルパー等の支援を受けたい  
体験施設のサービス提供者が、介助、付き添い等の支援を提供する。  
(ただし、公的サービスを利用できる支援は除く)

(イ) 移動の際に付き添ってもらいたい  
移動支援対象者であって、市が認めた場合は移動支援事業を利用。

(ウ) 日中活動の場に行きたい  
地域移行支援の中で体験利用を行う  
(生活介護・自立訓練・就労移行支援、就労継続支援)

※(ア)(イ)において公的サービスを利用できない場合、  
2,500円/時間、1人上限28時間まで、かつ1日につき上限  
7時間30分まで地域生活支援拠点に関する予算で、(ア)  
(イ)のサービスを利用できる。

②親元やGHからの自立を考  
えている障害者が一人暮らし  
に向けた自立体験をしたい

相談支援事業所等の職員がコー  
ディネートを行う。

必要なサービス申請を行う  
(既に支給決定を受けている場合は不要)